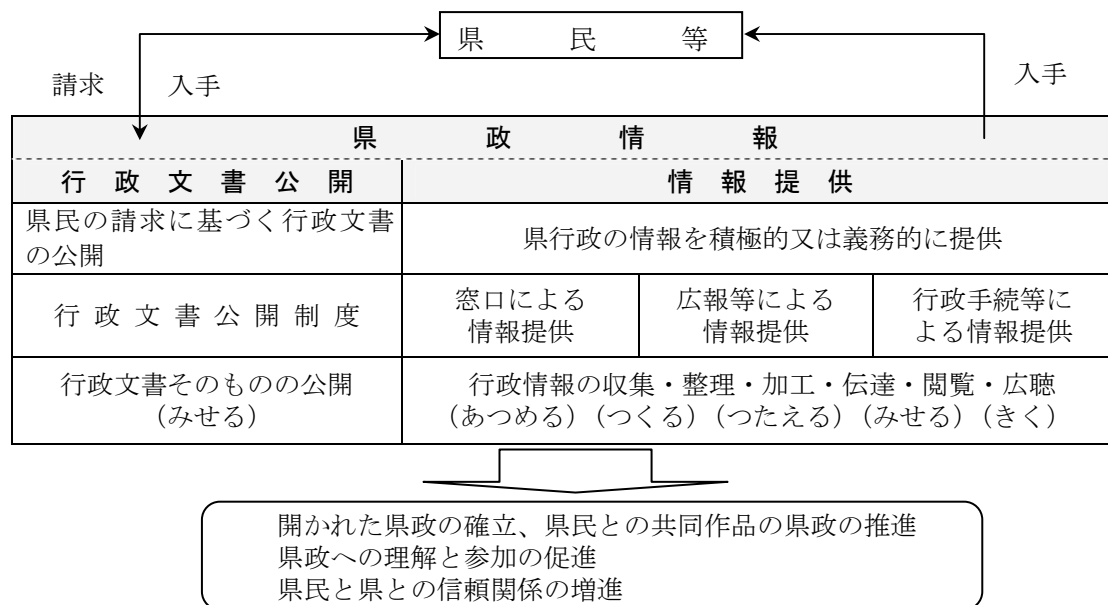


# I 制度のあらまし

## 1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



## 2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

### (1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第 1 条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第 2 条）。

## (2) 公開請求の対象

### ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になります。

### イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての実施機関（次の13機関）及び県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

## (3) 公開請求ができる人

「何人も」公開請求できます（条例第4条）。

## (4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

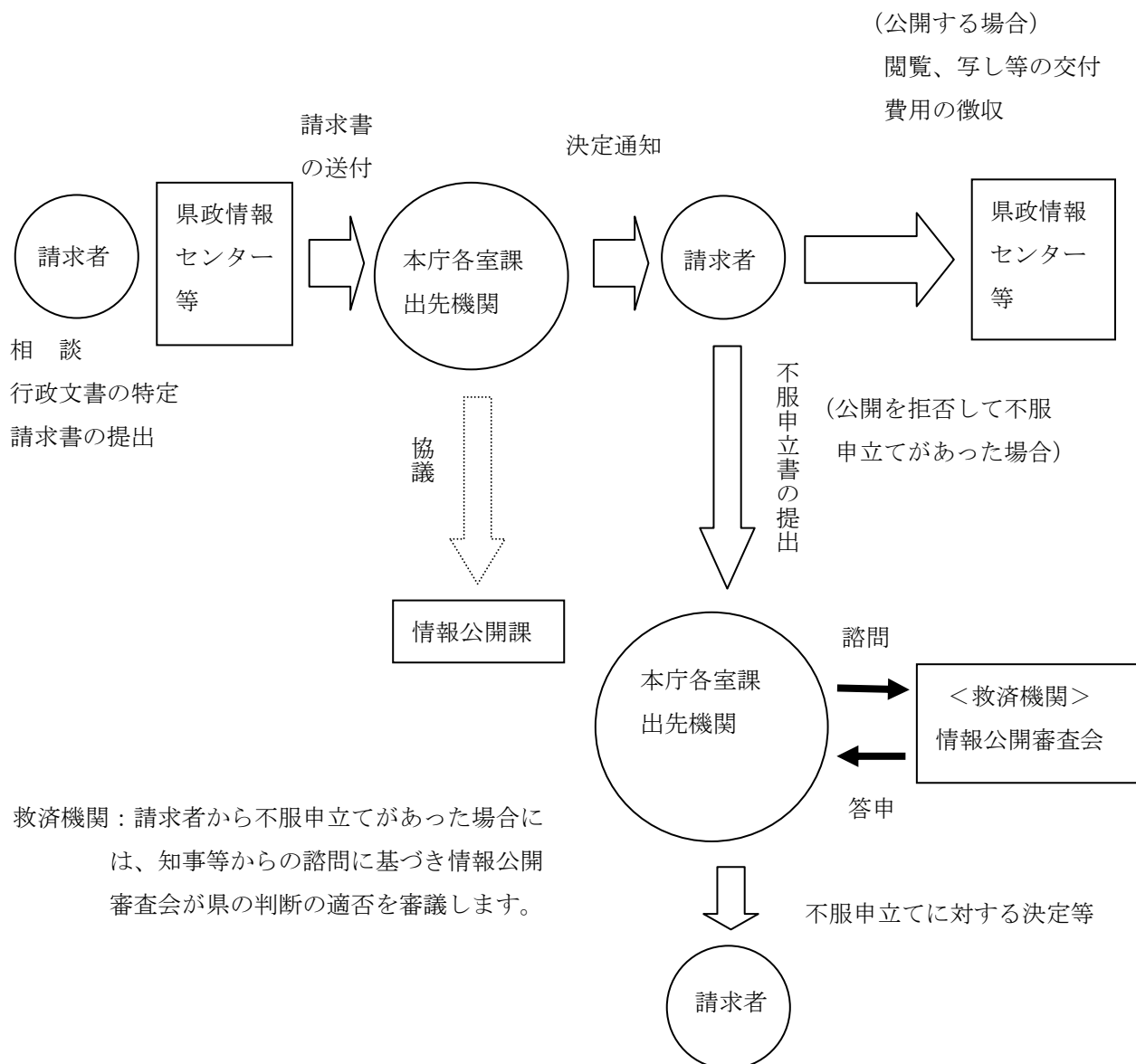
この7項目のいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

## (5) この制度を利用される人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即しその情報を適正に使用しなければなりません（条例第28条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



救済機関：請求者から不服申立てがあった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

※ 知事以外の実施機関の場合は、別の例による。

### 3 情報提供の内容

#### (1) 情報提供の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との県政情報の共有を一層推進することが重要です。そのためには行政文書公開制度と相互に補完し合う関係にある情報提供（情報の公表、情報の提供等）の拡充を図っていく必要があります。

#### (2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条）

平成 22 年 6 月 1 日より、公開請求によらなくとも、県民の求めに応じ、迅速かつ簡易な手続きにより、次に掲げる行政文書を情報提供できる「県民の求めに応じた情報提供」制度を開始しました。

- ① 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変わらない行政文書
- ② 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書
- ③ その他条例第 5 条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

#### (3) 県政情報の公表（条例第 22 条）

実施機関は、県民が公開請求することなく、県政に関する主要な情報（県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画、予算編成の方針、予算の内容等）を公表しなければならないとされています。

### 4 県政情報センター及び地域県政情報コーナーにおける情報提供

#### (1) 県政情報センター及び地域県政情報コーナー

県政情報センターは、県民への情報提供、行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として設置されています。

また、県民への情報提供の窓口として横浜及び川崎に地域県政情報コーナーが、県民への情報提供及び行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として地域県政総合センターに地域県政情報コーナーが設置されています。

#### (2) 県政情報センターにおける情報提供

##### ア 行政資料等の提供

各所属が収集、作成した行政資料の貸出、閲覧及び情報公表の場として、公開決定情報等の提供を行っています。

また、各所属作成の行政資料を各地域県政情報コーナー等 13 機関に発送するほか、県と市町村（28 市町村）との行政資料の交流を実施しています。

##### イ パンフレット等の配架等

パンフレット類（行事案内、各種募集要項等）を新庁舎及び第二分庁舎のパンフレットコーナーに配架するほか、月 3 回・34 施設に発送しています。

##### ウ 展示コーナーによる情報提供

庁舎内のパネル展示板を利用し、県の重点事業や施策の紹介及び試験合格者番号を掲示しています。

エ 県刊行物の有償頒布

県が発行する刊行物の中から、統計書、白書などを7書店に委託し、販売しています。

オ 航空写真の提供

県の所有する県内全域航空写真（昭和29年度版～平成8年度版 20,184枚）の複製申込みの受け付けを行っています。

カ インターネット情報端末の設置

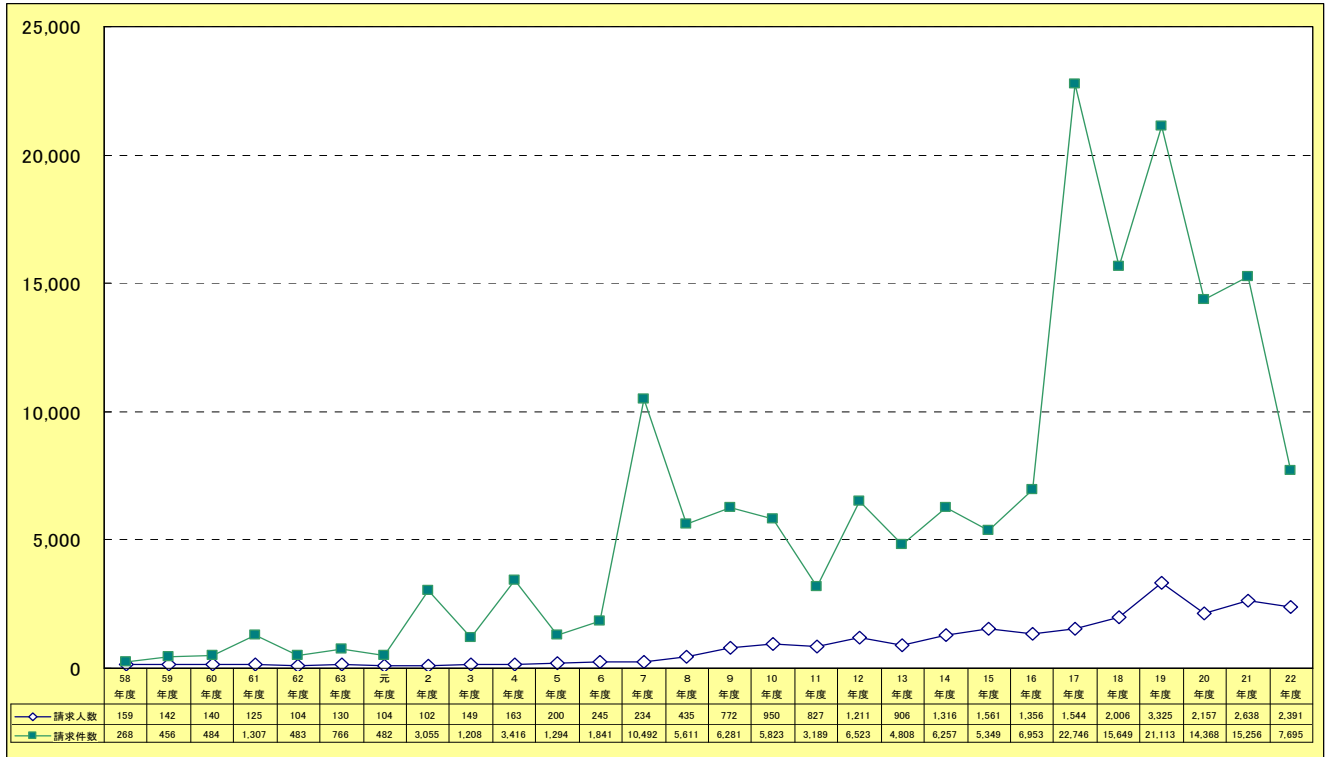
県政情報センターや各地域県政情報コーナー等計13施設にインターネット情報端末を設置し、国、都道府県、市町村のホームページの閲覧に供しています。

## II 運用状況

### 1 概要

平成 22 年度は、行政文書公開の請求件数（請求対象文書件数）が前年度の約半数 7,695 件でした（表－1）。

（表－1）行政文書公開請求の年度別状況



### 2 行政文書公開請求の状況

#### (1) 請求者、請求件数、請求内容

平成 22 年度の請求者数は 2,391 人（前年比 247 人減）、請求件数については 7,695 件（前年比 7,561 件減）と、平成 21 年度の約半数の件数になりました。請求件数の多い主な行政文書は（表－2）のとおりです。

（表－2）請求件数の多い行政文書（上位 10 項目）

22年度	21年度
①医療法人の財務関係書類（1,510件）	①建築計画概要書（6,334件）
②県知事発注工事の設計書等（991件）	②医療保護入院に関する文書（1,803件）
③社会福祉法人の財務関係書類（485件）	③県知事発注工事の設計書等（1,280件）
④職業技術校等の入校選考問題、解答（401件）	④政治資金収支報告書に添付された領収書（1,140件）
⑤学校法人の財務関係書類（261件）	⑤社会福祉法人等の財務関係書類（394件）
⑥警察職員の人事に関する文書（248件）	⑥医療法人の財務関係書類（305件）
⑦特定地に係る用地図、平面図等（227件）	⑦学校法人の財務計算に関する文書（303件）
⑧企業庁発注工事の設計書等（205件）	⑧都市計画法に基づく開発行為申請書等（260件）
⑨交番・駐在所に係る広報紙（188件）	⑨企業庁発注工事の設計書等（180件）
⑩飲食店の名称、所在地等（181件）	⑩経理執行関係文書（176件）

行政文書公開請求を情報分野別にみると、保健衛生の 2,088 件、次いで都市基盤の 1,999 件、

防災・防犯の1,220件、社会福祉の554件の順となっています（表－3）。

情報分野別の主な行政文書は（表－4）のとおりです。

（表－3）行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

（単位：件）

情報分野	58～17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
人口		—	—	—	—	—	0
土地・自然	166	12	1	—	111	200	490
資源・エネルギー	116	8	—	—	—	—	124
保健衛生	8,152	476	571	532	2,604	2,088	14,423
社会福祉	1,395	228	99	104	454	554	2,834
雇用	222	—	—	—	164	401	787
消費生活	53	8	10	118	6	—	195
教育	20,861	1,198	2,005	798	556	472	25,890
文化	423	31	33	78	16	8	589
防災・防犯	6,135	1,953	4,404	2,608	722	1,220	17,042
都市基盤	19,571	9,537	6,253	7,034	8,516	1,999	52,910
交通・運輸	2,393	421	103	—	—	—	2,917
環境	5,123	214	201	102	72	211	5,923
産業	1,937	64	289	183	129	147	2,749
行政一般	32,544	1,499	7,144	2,811	1,906	395	46,299
計	99,091	15,649	21,113	14,368	15,256	7,695	173,172

（表－4）分野別行政文書公開請求の内容

（単位：件）

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
土地・自然	200	県知事等発注工事の設計書等(149)、県立花と緑のふれあいセンターに関する文書(20)
保健衛生	2,088	医療法人の財務関係書類(1510)、飲食店の名称、所在地等(181)、墓地経営許可申請関係文書(81)
社会福祉	554	社会福祉法人等の財務関係書類(485)
雇用	401	職業訓練校等の入校選考問題・解答(401)
教育	472	学校法人の財務関係書類(261)、県指定天然記念物に関する文書(56)、職員の人事に関する文書(45)、教員採用試験問題・解答(18)
文化	8	公益財団法人の移行認定申請書類(6)
防災・防犯	1,220	警察職員の人事に関する文書(248)、交番・駐在所に係る広報紙(188)、刑法犯認知件数(118)
都市基盤	1,999	県知事等発注工事の設計書等(857)、特定地に係る用地図、平面図等(227)、急傾斜地に係る図面等(109)、都市計画法上の開発行為許可申請書等(98)
環境	211	産業廃棄物処理事業・施設関係文書(96)、土壌汚染対策法上の確認申請書(35)
産業	147	県知事発注工事の設計書等(90)、大規模小売店舗立地法に基づく届出書(19)
行政一般	395	政治資金収支報告書に添付された領収書(156)、選挙運動費用収支報告書(34)、土地有償譲渡届出書等(24)、NPO法人関係文書(21)
合計	7,695	

実施機関（又は部局）別にみると、保健福祉局の2,639件が最も多く、次いで県土整備局の1,788件、警察本部長の1,212件、商工労働局433件の順となっています（表－5）。部局別の主な行政文書の内容と件数は（表－6）のとおりです。

（表－5）行政文書公開請求件数の年度別・実施機関／部局別内訳

（単位：件）

部局名	58-10年度	H11 改変後部局名	11-16年度	H17 改変後部局名	17-18年度	H19 改変後部局名	19年度	H20 改変後部局名	20年度	21年度	H22 改変後部局名	22年度
								知事室	6	5	知事室	2
企画部	705	企画部	688	企画部	223	企画部	1,405	政策部	49	208	政策局	43
総務部	3,272	総務部	1,108	総務部	188	総務部	1,785	総務部	242	142	総務局	22
		防災局	83	安全防災局	49	安全防災局	40	安全防災局	12	18	安全防災局	11
県民部	2,695	県民部	1,919	県民部	1,001	県民部	1,627	県民部	567	391	県民局	315
環境部	1,681	環境農政部	2,185	環境農政部	793	環境農政部	255	環境農政部	124	206	環境農政局	124
福祉部	1,562	福祉部	1,111	保健福祉部	1,597	保健福祉部	694	保健福祉部	627	3,000	保健福祉局	2,639
労働部	28	商工労働部	304	商工労働部	233	商工労働部	172	商工労働部	77	193	商工労働局	433
衛生部	6,749	衛生部	2,813									
農政部	793											
商工部	1,509											
土木部	14,626	県土整備部	4,461	県土整備部	14,003	県土整備部	6,005	県土整備部	7,143	8,260	県土整備局	1,788
都市部	2,461											
渉外部	106											
国体局	134											
出納局	167	出納局	28	出納局	9	会計局	3	会計局	1	8	会計局	3
地区行政センター	917	地区行政センター等	1,066	地域県政総合C等	395	地域県政総合C等	303	地域県政総合C等	160	166	地域県政総合C等	417
知事部局計	37,405	知事部局計	15,766	知事部局計	18,491	知事部局計	12,289	知事部局計	9,008	12,597	知事部局計	5,797
公営企業管理者	697	公営企業管理者	144	公営企業管理者	202	公営企業管理者	242	公営企業管理者	200	192	公営企業管理者	207
				病院事業管理者	159	病院事業管理者	3	病院事業管理者	12	50	病院機構	26
議会	2,325	議会	923	議会	135	議会	58	議会	213	47	議会	34
教育委員会	2,100	教育委員会	10,203	教育委員会	11,476	教育委員会	1,434	教育委員会	592	229	教育委員会	203
人事委員会	33	人事委員会	38	人事委員会	13	人事委員会	22	人事委員会	11	24	人事委員会	5
監査委員	581	監査委員	225	監査委員	20	監査委員	12	監査委員	2	6	監査委員	6
地方労働委員会	—	労働委員会	14	労働委員会	2	労働委員会	—	労働委員会	—	—	労働委員会	—
選挙管理委員会	124	選挙管理委員会	844	選挙管理委員会	770	選挙管理委員会	2,445	選挙管理委員会	1,717	1,404	選挙管理委員会	203
収用委員会	2	収用委員会	40	収用委員会	10	収用委員会	1	収用委員会	1	1	収用委員会	2
海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	10	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	—	海区漁業調整委員会	—
内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	12	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	—	内水面漁場管理委員会	—
公安委員会	—	公安委員会	259	公安委員会	23	公安委員会	—	公安委員会	—	2	公安委員会	—
警察本部長	—	警察本部長	4,601	警察本部長	7,094	警察本部長	4,607	警察本部長	2,612	704	警察本部長	1,212
その他計	5,862	その他計	17,313	その他計	19,904	その他計	8,824	その他計	5,360	2,659	その他計	1,898
合計	43,267	合計	33,079	合計	38,395	合計	21,113	合計	14,368	15,256	合計	7,695



(表-6) 実施機関／部局別行政文書公開請求の内容

(単位：件)

部局名	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
知事室	2	知事等交際費にかかる領収書等(1)
政策局	43	土地有償譲渡届出書等(24)、認可変更申請書(5)
総務局	22	職員の人事に関する文書(5)、県有地譲渡方針伺い(3)
安全防災局	11	入札関係書類(5)
県民局	315	学校法人の財務関係書類(261)
環境農政局	124	県知事発注工事の設計書等(93)、産業廃棄物処理事業・施設関係文書(6)
保健福祉局	2,639	医療法人の財務関係書類(1510)、社会福祉法人の財務関係書類(485)
商工労働局	433	職業訓練校等の入校選考問題・解答(401)
県土整備局	1,788	県知事発注工事の設計書等(661)、特定地に係る用地図、平面図等(227)、急傾斜地に係る図面等(109)、都市計画法上の開発行為許可申請書等(98)
会計局	3	経理関係文書等(2)
地域県政 総合センター等	417	県知事発注工事の設計書等(149)、産業廃棄物処理事業・施設関係文書(90)、土壤汚染対策法上の確認申請書(35)
知事部局計	5,797	
公営企業管理者	207	企業庁発注工事の設計書等(205)
病院機構	26	労使協定関係文書(20)
議会	34	政務調査費に関する文書(33)
教育委員会	203	県指定天然記念物に関する文書(56)、職員の人事に関する文書(45)、教員採用試験問題等(18)
人事委員会	5	県職員採用試験問題等(2)、神奈川県人事関係法規集(2)
監査委員	6	住民監査請求関係文書(3)
選挙管理委員会	203	政治資金収支報告書に添付された領収書(156)
収用委員会	2	裁決に関する参考文書(1)
公安委員会	0	
警察本部長	1,212	警察職員の人事に関する文書(248)、交番・駐在所に係る広報紙(188)、刑法犯認知件数(118)、警察本部長発注工事の設計書等(118)
合計	7,695	

## (2) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行うことができ、また、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成22年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は4,902件で、全体の63.7%を占めました。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは309件、告知を行ったものは46件です(表-8)。

(表一七) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

(単位：件)

区 分	58～17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	計
第三者情報の件数	54,692	11,863	16,575	9,407	10,742	4,902	108,181
調 査 件 数	6,074	223	1,636	96	255	309	8,593
告 知 件 数	7,523	71	1,477	42	23	46	9,182

## (3) 請求に対する処理の状況

7,695 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが 3,268 件、一部を公開したものが 4,247 件、全部を非公開としたものは 180 件でした (表一八)。

非公開 180 件のうち、6 件は全部非公開によるもの、157 件は文書不存在によるもの、11 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるもの、6 件は却下によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は 42.5% (平成 21 年度 75.2%)、一部を公開した割合は 55.2% (同 23.3%)、全部を非公開とした割合は 2.3% (同 1.4%) となりました。

(表―8) 行政文書公開請求に対する処理状況

(単位：件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不存在	存 否	却 下	
58年度	212	44	12	268			(6)	268
59年度	359	73	24	456			—	456
60年度	390	86	8	484			—	484
61年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62年度	248	121	114	483			—	483
63年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	(163)	(3)	(6)	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	(152)	(3)	(4)	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	(459)	(3)	(2)	6,257
15年度	2,652	2,260	437	5,349	(318)	(3)	(8)	5,349
16年度	4,061	2,602	290	6,953	(225)	(4)	(13)	6,953
17年度	14,296	8,004	446	22,746	(415)	(5)	(3)	22,746
18年度	11,696	3,557	396	15,649	(364)	(5)	—	15,649
19年度	9,529	10,431	1,153	21,113	(785)	(356)	(2)	21,113
20年度	10,414	3,707	247	14,368	(231)	(2)	—	14,368
21年度	11,479	3,557	220	15,256	(197)	(8)	(5)	15,256
22年度	3,268	4,247	180	7,695	(157)	(11)	(6)	7,695
	42.5%	55.2%	2.3%	100.0%				
計	97,489	69,789	5,895	173,173	3,466	403	49	173,173
構成比	56.3%	40.3%	3.4%	100.0%	—	—	—	

## (4) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、平成22年度は延べ6,966項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）が3,663項で最も多く、非公開情報全体の52.6%を占めています。次いで、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が2,335項、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が652項、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（第6号）該当が305項となりこれら四種の非公開情報の合計で全体の

99.8%を占めました。(表－9)

(表－9) 非公開(一部公開を含む)情報の非公開理由別内訳

(単位：件)

非公開情報の類型	58～17 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
1号 個人に関する情報	39,888	3,391	9,692	3,243	3,149	3,663	63,026
2号 法人等に関する情報	21,317	1,125	4,157	1,767	1,700	2,335	32,401
3号 審議等に関する情報	1,076	30	19	8	10	—	1,143
4号 事務等に関する情報	12,307	673	762	476	350	652	15,220
5号 任意に提供された情報	43	17	4	14	1	9	88
6号 犯罪の予防等に関する情報	3,628	515	257	358	138	305	5,201
7号 法令等の規定による情報	558	33	362	5	11	2	971
(旧条例3号)国等からの依頼等に関する情報	131	—	—	—	—	—	131
計	78,948	5,784	15,253	5,871	5,359	6,966	118,181

(5) 諾否決定に対する不服申立て

平成22年度は、諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、12件あり、前年度(19件)と比べて減少しました。内容は、(表－11)の諮問第602号から諮問第614号までに記載のとおりです。

また、審査会では「Ⅲ 情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め20件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が16件、「不服申立人主張一部認容」が2件、「不服申立人主張全部認容」が2件となっています。

今までの答申555件に係る審議回数は、平均3.9回、諮問から答申までの日数は、平均474日となっています。平成22年度に答申があった案件について、平均審議回数は3.7回であり、また、指名委員による意見聴取の活用や類似案件の一括審議など答申の早期化を図り、諮問から答申までの平均日数は288.3日となっています。

(表－10) 制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て (諮問)件数	情報公開審査会				決定 件数
	答申件数	取下げ	中断	係属中	
614件	555件	49件	3件	7件	552件

※ 決定件数には、答申されたものの事情により決定不要となったものを含む。

※ 諮問第278号、第284号及び第287号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。